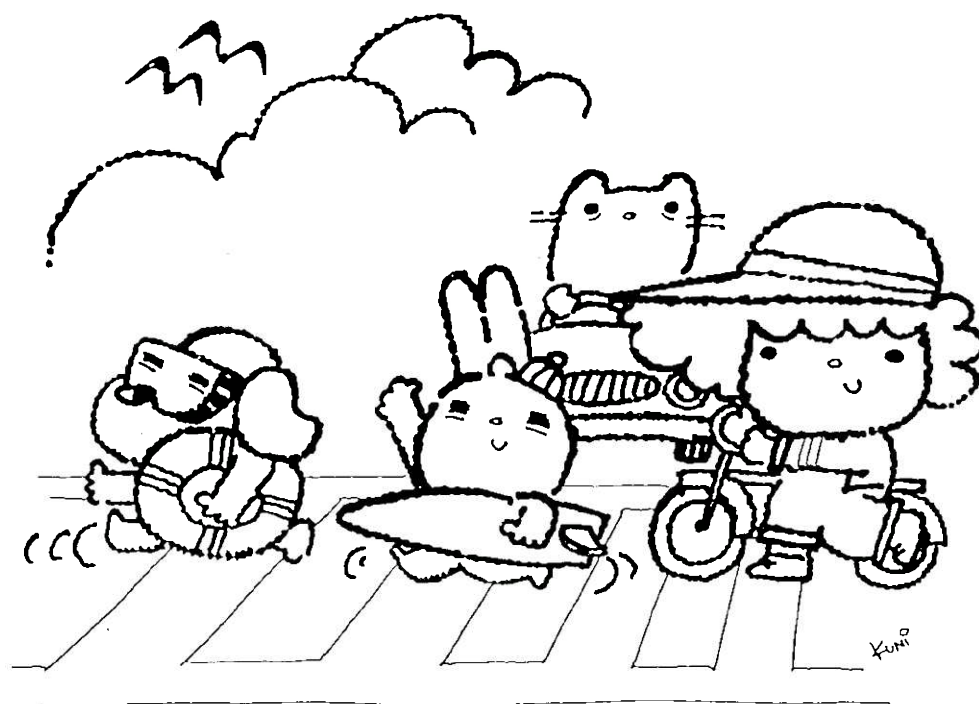


令和2年

夏の交通安全市民運動

実施要綱

7月11日（土）～7月20日（月）



一宮市・一宮市交通安全都市推進協議会

**ストップ・ザ
交通事故**

**高めようモラル
守ろうルール**

一宮市交通安全条例

が制定されました。

この条例は、交通事故のない安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現させるため、

○基本理念

○市、市民及び事業者の責務

○交通安全に関する施策の基本となる事項

について定めています。

平成27年4月1日施行



【基本理念】

- 1 人命尊重の理念に基づき、歩行者、高齢者等への一層の安全を図りましょう。
- 2 市、市民及び事業者の自主的かつ積極的な交通安全への取組を推進しましょう。
- 3 市、市民及び事業者が相互に連携し、かつ、協力して交通安全に取り組みましょう。

※条例は15ページ以降でご確認ください。

夏の交通安全市民運動実施要綱

1 目的

夏本番を迎え、海や山では本格的なレジャーシーズンが到来します。

この時期は、行楽のために自動車を運転する機会が増えるほか、暑さやレジャーの疲れから運転者の注意力が散漫になりがちです。また、屋外で遊ぶ子どもたちや夕涼みなどで外出する高齢者も増えるため、交通事故の危険性が高まります。

また、夏特有の解放感や各種の祭礼などで飲酒の機会も増え、飲酒運転による重大事故も心配されます。

そこで、この時期に合った重点的かつ効果的な交通安全運動を展開し、市民一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、安全運転や安全行動の実践を

通じて交通事故の防止を図ります。

2 期 間

令和2年7月11日（土）から7月20日（月）までの10日間

3 主 唱

一宮市・一宮市交通安全都市推進協議会

4 実施機関・団体

市内の各種団体



5 年間スローガン

「交通事故絶滅」を願って、

市民一人ひとりが交通安全を心掛けよう

サブスローガン

広めよう 交通安全スリー^{エス}運動

スリーSとは・・・

・Stop（ストップ）

赤信号はストップ、一時停止場所でストップ、飲酒運転をストップ

・Slow（スロー）

高齢者や子どもを見たら速度を落とすスローな運転

・Smart（スマート）

全ての人に対して思いやりをもった、スマートな運転

6 運動の重点

（１）子どもを始めとする歩行者の安全の確保

（２）高齢運転者等の安全運転の励行

（３）飲酒運転等の危険運転の防止

（４）家庭から交通安全の輪を広げよう

7 運動の重点施策

(1) 子どもを始めとする歩行者の安全の確保

- ア 夏休みを前に、道路の安全な通行方法や自宅周辺の危険箇所について話し合う。
- イ ドライバーから目立つよう手を挙げて横断する「ハンドアップ運動」を実践する。
- ウ 交通指導や地域のパトロール活動などで、子どもと高齢者に交通安全を呼びかける。
- エ ドライバーは、「横断舗装は歩行者優先」や子どもや高齢者、障害者等を見かけたら速度をおとすなどの思いやり運転を実践する。

(2) 高齢運転者等の安全運転の励行

- ア **ライト・オン運動**（日没1時間前に前照灯を点灯）を実施する。7月は点灯目安時刻 18:00。
- イ ドライバーは、特に夕暮れ時と夜間・早朝は、速度を落とすよう意識する。対向車や先行車がいな
いときは、走行用前照灯（ハイビーム）を活用する。
- ウ 70歳以上のドライバーについて、
高齢運転者標識の使用を促進する。
- エ 高齢ドライバーは、身体機能の変化を認識するとともに、長時間の運転、体調不良・天候不良時の運転を控える。
- オ 高齢者の運転や運転免許証の自主返納について話し合う。
- カ 「**カチッと 100!**」を合言葉に、全ての座席のシートベルトの着用を確かめてから発進する。
- キ 同乗者にもシートベルトの着用を徹底する。
- ク 子どもの体にあったチャイルドシートの使用と座席への正しい取付けを徹底する。



（高齢運転者標識）



(3) 飲酒運転等の危険運転の防止

ア 海や山などへの行楽の行き帰りは無理のない計画を立て、運転者には絶対に飲酒をさせない。

イ 飲酒を伴う会合などは、公共交通機関、タクシー、運転代行サービス等を利用したり、家族の送迎を依頼したりする。

ウ 地域の夏の行事で、飲酒をした場合は絶対に運転しないことを広報するなど、地域ぐるみで飲酒運転根絶のためのキャンペーンなどの広報・啓発を行う。

エ 地域・職場・家庭では「**飲酒運転四（し）ない運動**」や「**ハンドルキーパー運動**」を推進する。

「飲酒運転四（し）ない運動」

運転者は……………○運転するなら酒を飲まない。

○酒を飲んだら運転しない。

家庭・地域では……………○運転する人に酒をすすめない。

○酒を飲んだ人に運転させない。

「ハンドルキーパー運動」

自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人は酒を飲まず、仲間を自宅まで送り、飲酒運転事故を防止する運動



オ 車両運転中にスマートフォン等の使用（ながらスマホ）は絶対にしない。

カ 「あおり運転」や「ながら運転」、「二日酔いでの運転」等は、重大な交通事故につながる危険な行為であることを認識し、絶対にしない。

キ 自転車利用者も交通ルールやマナーを守って安全に利用するとともに、加害者になり得ることを認識し、各種保険に加入する。

(4) 家庭から交通安全の輪を広げよう

ア 毎月1日の「一宮市交通安全デー」や、10日・20日・30日の「交通事故死ゼロの日」には、身近な交通事故を話題にし、家族みんなで話し合い「わが家の交通安全宣言」を行う。

イ 家族が外出するときは「交通安全」のひと声をかける。

ウ 運転中や歩きながらのスマートフォン等の危険性について周知しあう。

8 運動の進め方

市、警察、教育委員会ならびに交通安全協会は、相互に緊密な連絡をとり、運動の周知徹底、重点施策の達成に努めます。

また、各実施機関・団体は、それぞれの実情に即した組織的、継続性のある具体的な運動計画を立て、組織全体にこの運動の趣旨が浸透するよう実施します。

☆自転車に関する改正道路交通法が施行されました

自転車で悪質な違反を繰り返した運転者に安全講習を義務付ける改正道路交通法が平成27年6月1日に施行されました。

14歳以上の人が悪質運転に指定された14種類の危険行為により3年以内に2回以上摘発された場合、3か月以内に講習（有料）を受けなければなりません。

☆自転車運転者講習の対象となる危険行為 14 類型

○信号無視（道路交通法第7条）

信号機の信号などに従わない行為

○通行禁止違反（道路交通法第8条第1項）

道路標識等で自転車の通行が禁止されている道路や場所を自転車で通行する行為

○歩行者用道路における車両の義務違反（道路交通法第9条）

自転車の通行が認められている歩行者用道路を自転車で通行する際に、歩行者に注意せず、また徐行しないなどの行為

○通行区分違反（道路交通法第17条第1項、第4項、第6項）

車道の右側通行や、右側に設置された路側帯を通行するなどの行為

○路側帯通行時の歩行者の通行妨害（道路交通法第17条の2第2項）

自転車が通行できる路側帯で、歩行者の通行を妨げるような速度と方法で通行する行為

○遮断踏み切りへの立ち入り（道路交通法第33条第2項）

遮断機が閉じていたり、閉じようとしている踏切や警報器が鳴っている時に踏切へ立ち入る行為

○交差点安全進行義務違反等（道路交通法第36条）

信号のない交差点等で、左から進行してくる車両や優先道路などを通行する車両等の進行を妨害するなどの行為

○交差点優先車妨害等（道路交通法第37条）

交差点で右折するときに、直進又は左折しようとする車両等の進行を妨害する行為

○環状交差点安全進行義務違反等（道路交通法第 37 条の 2）

環状交差点内を通行する車両等の進行を妨害したり、安全な速度で進行しないなどの行為

○指定場所一時不停止等（道路交通法第 43 条）

一時停止の標識のある場所で、停止線の直前で一時停止せず進行する行為

○歩道通行時の通行方法違反（道路交通法第 63 条の 4 第 2 項）

車道寄りを徐行しなかったり、歩行者の通行を妨害するなどの行為

○制動装置（ブレーキ）不良自転車運転（道路交通法第 63 条の 9 第 1 項）

ブレーキ装置がなかったり、ブレーキの性能が不良な自転車で走行する行為

前輪・後輪のいずれかにしかブレーキのない自転車で走行する行為も違反です。

○酒酔い運転（道路交通法第 65 条第 1 項）

酒に酔った状態で自転車を運転する行為

○安全運転義務違反

ハンドルやブレーキ等を確実に操作せず、他人に危害を及ぼすような速度や方法で運転する行為

☆市内では、平成 31 年・令和元中の交通事故死傷者数 1,895 名の内 447 名が自転車運転中によるものでした。最近では、自転車側が加害者となり、罰金や高額賠償を請求されるケースも発生しています。
自転車に乗る時は交通ルールを守り、安全運転を心掛けましょう。
また、自転車損害賠償責任保険等へ加入しましょう。



実施要項

◎一宮市

1 広報などによるPR

市広報や広報用ディスプレイ等により、交通安全運動の周知徹底と交通安全意識の高揚を図る。また、市の各課へ会議等開催の際に、交通安全一口広報を実施してもらうよう依頼する。

（市民協働課）

2 自転車シミュレーターの利用促進PR

町内会、老人クラブ、学校等で行われる交通安全教室で市が所有する自転車シミュレーターを利用し、自転車の乗り方、交通ルールを確認してもらうことにより交通安全意識の高揚を図る。

（市民協働課）

3 道路環境の整備

歩車道、路側帯などにおける不法看板等、通行の妨げになる物の排除を促進し、安全な交通環境の整備を図る。

（まちづくり部・建設部各課）

4 高齢者及び障害者に対する交通安全指導

高齢者の生きがいと健康づくり推進協議会、老人クラブ、障害者福祉団体などの組織を通じて交通安全を呼び掛けるとともに、その他の社会福祉関係団体にも運動の趣旨を周知し、交通安全意識の高揚を図る。

（福祉課・高年福祉課）

5 保育園・幼稚園における交通安全事業の実施

各園や保護者会に対し、幼児が交通ルールや交通マナーの基本を習得するための組織的、計画的事業の実施を働きかける。

（保育課）

6 交通安全資材等の配布

チラシや反射材など交通安全啓発資材の配布により、交通安全の促進を図る。

(市民協働課)

◎教育委員会

1 学校における交通安全事業の実施

事故に遭わないよう、児童生徒に対し交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通安全の啓発のため各校に対し組織的、計画的事業を実施するよう働きかける。

(学校教育課)

2 生涯学習関係団体の活動、スポーツ活動等における交通安全事業の実施

生涯学習関係団体の活動、公民館活動、スポーツ活動などを通じ、交通安全運動の趣旨を周知するとともに、交通事故防止に関する事業を実施する。

また、交通安全の基本理念「交通安全は家庭から」をふまえ、家庭を中心とした啓発活動を実施する。

(生涯学習課・スポーツ課)

◎学校

1 児童生徒に交通ルールを周知徹底する

低学年ほど事故に遭う危険が高い状況から、正しい通行方法、交通マナーを中心とした交通安全教室を開催するなど、基本的な交通ルールの理解に努める。

2 自転車の交通事故防止

自転車の正しい乗り方を指導するとともに、自転車の安全点検、ヘルメットの着用、ライトの点灯などを徹底し、整備不良車は使用させないようにする。

3 通学路の安全点検

通学路の安全性を点検し、その利用状況の把握に努めるとともに、交通安全意識の指導強化を図る。

4 地域との連携

見守り隊や地域交通安全会など地域と学校との情報交換や連携を密にする。

◎事業所など

1 交通安全旗などの掲出

交通安全を一層促進するため、交通安全旗などを掲出し交通安全意識の高揚を図る。

2 企業内ドライバーの運転マナーの向上に努める

企業内ドライバーに対し、「シートベルト着用」「ゆっくり走ろう」など安全教育を徹底し、運転マナーの向上に努める。

3 自動車の安全運行や運転管理の再点検

雇主や安全運転管理者は、自動車の整備及び労務面の安全管理を再点検し、企業一丸となって事故を起こさないよう努める。

朝礼、諸会議等の機会を利用し、子どもと高齢者の特性について指導し、「子どもと高齢者を交通事故から守る」という意識を高める。また、「飲酒運転四（し）ない運動」や「ハンドルキーパー運動」を推進する。

◎地域交通安全会

1 町内会の各種会合を有効に活用した啓発活動を推進する。

2 地域住民に対し交通安全運動の趣旨を周知する。

3 地域の交通安全決起大会等地域に即した活動を実践し、交通安全意識の高揚を図る。

4 地域が一体となって「飲酒運転四（し）ない運動」を推進する。

◎老人クラブ、子ども会、女性の会などの団体

会員が事故に遭わないよう、組織を通じ交通安全運動の趣旨を周知するとともに、それぞれの団体に即した活動を実践し交通安全意識の高揚を図る。

◎警察署

1 各種媒体による交通安全意識の啓蒙

チラシなどによりシートベルトの着用、スピードダウンなどのPR対策を実施し、ドライバーに交通安全を呼び掛ける。

2 飲酒運転、暴走運転などの危険性の周知と取締り強化

飲酒運転、暴走運転などは死亡事故の原因となることから、継続的な指導を行い、取締り強化を図る。

3 違法駐車取締り強化

違法駐車は交通の妨げになるばかりでなく交通事故の原因になるため、その取締り強化を図る。

◎国道事務所、県建設事務所

交通標識及び歩道、路側帯など安全施設の点検並びに障害物の排除を促進し、交通環境を整備する。



令和2年 交通安全運動期間等一覧

春の交通安全市民運動期間（全国一斉）

4月6日～4月15日（10日間）

夏の交通安全市民運動期間（県内一斉）

7月11日～7月20日（10日間）

秋の交通安全市民運動期間（全国一斉）

9月21日～9月30日（10日間）

年末の交通安全市民運動期間（県内一斉）

12月1日～12月10日（10日間）

交通事故死ゼロの日

毎月10日・20日・30日

高齢者を交通事故から守る日

毎月30日（2月は末日）

高齢者交通安全週間

9月14日～9月20日（7日間）

自転車・二輪車安全利用の日

毎月10日

自転車・二輪車安全利用月間

5月

バイクの日

8月19日

ライト・オン運動（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）

年間通じて

横断歩道の日

毎月11日

シートベルト・チャイルドシートの日

毎月20日

シートベルト・チャイルドシート着用徹底強化旬間（旬間の最後の平日は関所実施予定日）

2月11日～2月20日（10日間）

飲酒運転根絶の日

毎月第4金曜日

飲酒運転根絶強調月間

12月

一宮市交通安全デー

毎月1日

令和2年 交通安全年間スローガン

《運転者(同乗者を含む)へ呼びかけるもの》

内閣総理大臣賞(最優秀作)

スマホより 横断歩道の 僕を見て

内閣府特命担当大臣賞(優秀作)

あおるより ゆずるあなたが かっこいい

警察庁長官賞(優秀賞)

見過ごすな 信じて挙げた 小さな手

全日本交通安全協会会長賞(佳作)

もういいかい 残ったお酒が まあただよ

返納も 新たな道の 選択肢

ハイビーム こまめに活用 事故防止行

《歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの》

内閣総理大臣賞(最優秀作)

夕暮れの 一番星は 反射材

内閣府特命担当大臣賞(優秀作)

危ないよ イヤホン スマホで うわの空

警察庁長官賞(優秀賞)

ママあぶない 横断歩道は あそこだよ

全日本交通安全協会会長賞(佳作)

歩行者を 気づかう心で 踏むペダル

歩きスマホ 危険といっしょに 歩いてる

子も親も 自転車乗る時 ヘルメット

《中学生以下へ交通安全を呼びかけるもの》

内閣総理大臣賞(最優秀作)

しっかりと 止まってかくにん 横だん歩道

内閣府特命担当大臣賞(優秀作)

手をあげて 小さな君も 信号機

警察庁長官賞(優秀賞)

あっあぶない！ スマホに危険は うつらない

文部科学大臣奨励賞(優秀作)

交差点 命のきけんが かくれんぼ

全日本交通安全協会会長賞(佳作)

いっちゃだめ きいろはすぐに あかしんごう

しんごうが ういんくしたら とまろうね

ベルトした？ うしろの席も もうしたよ

令和2年広報重点

◆横断歩道 歩行者いれば 赤信号

◆そのスマホ あなたの未来 見えますか

◆自転車に 乗った^{とき}瞬間から ^{ドライバー}運転者

一宮市交通安全条例

（目的）

第1条 この条例は、交通安全について、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、交通安全の確保に関する施策の基本となる事項を定めることにより、交通安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（基本理念）

第2条 交通安全は、人命尊重の理念に基づき、自動車、自転車等と比較して弱い立場にある歩行者並びに交通事故に遭いやすい高齢者、障害者、児童及び幼児（以下「高齢者等」という。）への一層の安全を図ることにより確保されなければならない。

2 交通安全は、市、市民及び事業者の自主的かつ積極的な取組の推進により確保されなければならない。

3 交通安全は、市、市民及び事業者が相互に連携し、かつ、協力して取り組むことにより確保されなければならない。

（市の責務）

第3条 市は、基本理念にのっとり、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の交通安全に係る意識（以下「交通安全意識」という。）の高揚を図るとともに、交通安全を確保するため、啓発活動その他の総合的な交通安全に係る施策（以下「交通安全施策」という。）を実施する責務を有する。

2 市は、交通安全施策の実施に当たっては、国、県、警察その他関係機関（以下「国等」という。）と緊密な連携を図るものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、交通社会の一員としての責務を自覚し、日常生活を通じて自主的かつ積極的に交通安全意識の向上に努めなければならない。

2 市民は、市及び国等が実施する交通安全施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員に対する交通安全に係る教育（以下「交通安全教育」という。）の実施その他交通安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、市及び国等が実施する交通安全施策に協力するよう努めなければならない。

（良好な道路交通環境の確保）

第6条 市は、交通安全を確保するため、市の管理する交通安全を確保するための施設の整備を図り、良好な道路の交通に係る環境（以下「道路交通環境」という。）の確保に努めるものとする。

2 市は、良好な道路交通環境を確保するために必要があると認めるときは、国等に対し、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

（交通安全教育の推進）

第7条 市は、市民等の交通安全意識の高揚を図るため、地域、事業所、学校等における交通安全教育の推進に努めるものとする。

（広報啓発活動の実施及び情報の提供）

第8条 市は、市民等の交通安全意識の高揚を図るため、市民等に対し、交通安全に関する広報啓発活動を積極的に実施するとともに、必要な情報の提供を行うものとする。

（飲酒運転の根絶）

第9条 市は、国等と連携して飲酒運転の根絶に関する普及啓発活動を行い、飲酒運転の根絶に向けた規範意識が全ての市民等に確立されるよう努めなければならない。

2 市民等は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識し、家庭、地域、事業所等において飲酒運転を助長するおそれのある環境の除去を行うなど、飲酒運転を根絶するための取組を行うよう努めなければならない。

3 酒類を提供する飲食店及び酒類の販売店を営む者は、飲酒運転の根絶を呼びかけるポスター等を客の見やすい場所に掲示するなど、飲酒運転を根絶する

ための措置を講ずるよう努めなければならない。

（高齢者等の交通事故防止の推進）

第10条 市は、高齢者等の交通事故を防止するため、必要な施策を推進するものとする。

2 市民等は、高齢者等に対する思いやりの心を持ち、高齢者等が安全に道路を通行できるように配慮しなければならない。

（自転車の安全利用の推進）

第11条 市は、市民等の自転車の安全な利用の推進を図るため、必要な施策を推進するものとする。

2 市民等は、自転車を利用するときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令を遵守し、歩行者に危害を及ぼさないようにするなど、安全な利用に努めなければならない。

（暴走行為防止運動の推進）

第12条 市は、暴走行為による交通の支障及び交通事故の発生を防止するため、国等と連携し、暴走行為の防止運動の推進に努めるものとする。

（交通死亡事故等発生時の措置）

第13条 市は、交通死亡事故が発生した場合又は特定の地域において交通事故が多発した場合において、必要があると認めるときは、国等と協議し、交通事故の再発を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、市内において交通死亡事故が多発した場合において、一宮警察署長と協議の上、市民等に対し注意を喚起する必要があると認めるときは、交通死亡事故多発警報を発するとともに、国等と連携し、交通事故を防止するための総合的かつ集中的な対策を講ずるものとする。

（財政上の措置）

第14条 市は、交通安全施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（団体への支援）

第15条 市は、地域における交通事故の防止活動その他交通安全の確保に関する活動（以下「交通安全活動」という。）の促進を図るため、交通安全活動を行

う団体に対し、必要な支援を行うことができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。